

条例による事務処理特例制度の権限移譲の適法性に係る一試論 —提案募集方式における府省の見解をめぐって—

An analysis of the special measures to delegate functions from prefectures to municipalities with bylaws, focusing on the legality of the delegation

Regarding the ministries' view to the proposal by local governments

キーワード：『条例による事務処理特例制度』『提案募集方式』『適法性』『高压ガス保安法』『都市計画事業認可』

鈴木 洋昌

SUZUKI, Hiromasa

(川崎市役所)

2000年の分権一括法の施行により、条例による事務処理特例制度(以下「事務処理特例」という。)が創設され、協議を経て、都道府県の条例により市町村に事務が移譲されることとなった。事務処理特例は「第1次分権改革の真髄の一つ」(辻山2013)とされ、市町村へ多くの事務が移譲されてきた。

同制度の対象については、旧自治省の通知に加え、個別の法令を所管する府省もさまざまな見解を示している。一例を挙げれば、農林水産省は、農地法改正による農地転用許可権限の市町村への移譲に反対の姿勢を取り続けたにもかかわらず、事務処理特例による移譲が増えていた状況について「地方自治法(以下「自治法」という。)に基づき、県の判断で市町村との間の合意で事務処理を移譲しているものであり、国から物を申すことはできない仕組みになっている」とし、自治法に基づく県と市町村の協議による移譲を消極的ながら認めざるを得ない立場をとっていた。また、提案募集方式における権限移譲の提案で、府省は、法律による一律移譲はできないとの見解を示す一方、事務処理特例による対応を許容する立場を示す場合もある²⁾。ただし、提案募集方式において府省が示す事務処理特例に対する見解は技術的助言に過ぎず、自治体として自ら法令解釈をしていく必要がある³⁾。

こうした中、本稿では、提案募集方式で地方から権限移譲が提案され、府省の見解が示された具体的な権限を取り上げ、事務処理特例による移譲の適法性を検討する。

なお、本稿の内容は私見であって、所属する組織のものではないことをあらかじめお断りしておく。

1. 条例による事務処理特例の概要等

1.1 条例による事務処理特例の創設経過

2000年の分権一括法による自治法改正前は、機関委任の制度により、知事から市町村長

への事務の委任という形式で、地域独自の取組が行われてきた。この場合、市町村の意思に関係なく知事の判断で市町村長に対し一方的に事務処理を行わせることが可能であり、また知事には包括的な指揮監督権があった(松本 2017:1352)。

地方分権推進委員会の第2次勧告では「条例による事務の委託」とされ、対象は、法律又はこれに基づく政令に反しない事務に限るとされた(地方分権推進委員会事務局 1997:105-106)。1998年5月29日に閣議決定された「地方分権推進計画」でも名称は変わらないが、対象は明示されなくなった(総理府 1998:62-63)。さらに、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律では「条例による事務処理特例」となり、この時点でも対象は明示されなかった。

最終的に、通知で、対象は「法令に明示の禁止の規定のあるもの又はその趣旨・目的等から対象とすることのできないものを除き、原則として対象とすることができる」とされた(「条例による事務処理の特例制度に係る条例の参考例等について」(平成11年9月14日付け自治行第37号自治省行政局行政課長通知))。ただし、同通知は、技術的助言であり、また法令に明示の禁止の規定のあるものなどを除くという、当然のことしか示していず、実際には通則としての自治法と、個別法を解釈し、適法性を検討する必要がある。

1.2 条例による事務処理特例制度の概要

事務処理特例は、自治法252条の17の2に基づき、知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理するものであり、市町村が処理する事務は、市町村長が管理し、執行することになる。

また、事務処理特例で、知事は一方的に事務処理を行わせることはできず、市町村の同意は必要ないものの、自治法252条の17の2第2項に基づき、市町村との協議が必要となる。同意が不要な理由として事務処理特例が「住民の身近な事務は地域の実情に即し、市町村の規模能力等に応じて、基礎的な地方公共団体である市町村に対して、可能な限り多く配分されることが望ましいとの考え方に立って設けられたものであり、個々の市町村の恣意等により、この制度の実効が決定的に左右されることとなることは必ずしも適切でないと考えられることによる」(松本 2017:1355)。

こうした事務処理特例は「地域の実情に応じて、都道府県から市町村への事務の再配分を促進し、基礎自治体である市町村の事務権限の充実を図ろうとするものであり」「中核市の要件の緩和、特例市制度の創設」と「軌を一にするもの」である。さらに「その基本にあるのは市町村優先の原則」であり、「個々の事務についてそれを処理するに足る条件を満たす市町村には、原則として一律に事務が再配分されることを想定したものである」(佐藤 2000:65-69)。

この事務処理特例は「都道府県知事から市町村長への事務の移譲や委任ではなく、都道府県から市町村への団体間の事務の再配分」(佐藤 2000:68)とされる。だが、「法的には行政

法上の委任」(塩野 2012:255-256)であり、市町村長名で権限を行使することになり、知事は権限を失う。ただし、「条例による事務処理特例制度においては、法令上は都道府県が処理することとされている事務を、都道府県の判断に基づき市町村が処理するものであることから」(新倉 2003:251)、自治法 252 条の 17 の 4 により、自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、都道府県は各大臣の指示がない場合にあっても、是正の要求ができる⁴⁾など、特則が設けられている。是正の要求は「合法性のコントロールに限定」されるものであり、その要件を踏まえると、対象は「違法と判断される」ものである(地方自治総合研究所 2010:762)。事務処理特例による権限移譲後に、県が是正の要求を行わなかったことは国家賠償法 1 条 1 項の違法との判決も出されている⁵⁾。こうした「是正要求権限に過度な期待を寄せてはならない」ものの、「是正要求によって終局的に確保されるのは、個別法が保護する権利・利益である以上、個別法が保護する生命、身体、財産なども、是正要求の保護法益に含まれる」(板垣 2019:219)⁶⁾。

このように、事務処理特例に基づく権限移譲は、基礎自治体優先の原則に基づき、市町村の事務権限の充実を図ろうとするものである。また、法的には委任であり、知事は権限を失うものの、都道府県の判断に基づき市町村が処理するものであることから、適法性の確保のために関与の特則が設けられ、法律による権限移譲とは異なる関与が認められている。

2. 先行研究等の状況と検討の枠組み

2.1 先行研究の状況

事務処理特例は法的視点から多くの研究が行われてきており、その対象に係る研究としては澤(2009)、山口(2019a、2019b)、但田(2021)などがある。澤は県条例に基づく事務を事務処理特例で移譲することは県による市町村事務の創設につながり、分権改革以前の統制条例と同様であるとして、その課題等を論じている(澤 2009)。山口は、こうした市町村事務の創設の具体例として、沖縄県条例による住民投票実施を取り上げ、論じている(山口 2019a、2019b)。本稿の対象である事務処理特例による移譲の適法性については但田の研究を挙げることができる。

但田は、後述するさいたま地裁判決を引用しつつ、具体的な事例でなく、次の 3 つの事例を仮定し、事務処理特例による移譲の妥当性を論じている(但田 2021)。1 つ目が、施設等の設置許可に係る事務など、事務の種類及び範囲が区域内の一定の広がりのある土地利用を要するものであり、2 つの町に、またがるものは知事が判断することが妥当とする。2 つ目が、一定の行為許可等に係る事務など、事務の種類及び範囲が区域内の一定の範囲に広がりを有するものであり、知事が判断することが妥当とする。3 つ目は、環境保全条例に係る事務など、自主条例に基づく事務について、①許可、②許可を受けずに違反行為を行った者に対する命令、③命令に違反する者に係る氏名等の公表、④命令に違反する者に対する過料の

賦課を定めている場合に、①のみを移譲する場合である。この事例で、事務の種類及び範囲が区域内の一定の範囲に広がりを持つ場合、2つ目の事例と同様であるという。①のみを移譲する場合、一体的な政策目的の達成に支障が生じる可能性があり、さらには、市町村が都道府県の行政機関と同様の立場になり、住民に身近な行政は可能な限り住民に身近な地方公共団体である市町村が担任するという事務処理特例の制度趣旨が活かされないだけでなく、都道府県及び市町村を対等の関係であると位置付けている自治法の趣旨に反するという。一方、①から④の一体的な移譲は市町村の自主条例でよく、事務処理特例の制度趣旨が活かされず、自治法の趣旨に反するという。

このように、但田は、仮定の事例について論じており、通知が指摘する個別の法令の趣旨目的を踏まえたものでない。実際、移譲の適法性は法令の趣旨目的等により、異なってくる。また、1つ目、2つ目は広域事務、3つ目は自主条例による事務であり、広域事務は広域自治体が担うべき側面があるほか、3つ目も自主立法に基づくものであり、こうした権限は県が担うのが妥当といえよう。さらに、自治法2条4項は補完事務では規模能力に応じて市町村が処理することができる」と規定していることから、事務処理特例による補完事務の移譲の適法性の検討も重要と考えられる。

2.2 さいたま地裁判決の概要

墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、「墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓埋法」という。)」10条1項により、知事の許可を受ける必要がある。従来から、指定都市、中核市には法令で権限移譲されており、第2次一括法により、2012年4月にはすべての市、特別区に移譲された。

さいたま地裁判決の対象となる墓埋法に基づく墓地の経営許可申請は2008年6月、処分は2008年8月であった。被告の越谷市には、事務処理特例により、県から当該許可権限が移譲されていた。

本件は、宗教法人である原告が被告の市に墓地経営の許可申請を行い、不許可の処分を受けたことに対して、訴えを提起したものである。

事務・権限の移譲の可否について、墓埋法は、10条1項の許可の要件を特に規定していないが、これは、「墓地等の経営が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことから、墓地等の経営に関する許可又は不許可の判断を知事の裁量にゆだねる趣旨であり、その裁量の範囲は、墓埋法が、墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的としていること(1条)に照らして、広範囲に及ぶ」ものであるところ、「地域に密接な地方公共団体である市町村に、墓地等の経営の許可又は不許可の権限を与えて、地域の風俗習慣、宗教的感情、地理的条件等に即した許可又は不許可処分を行うことができるよう、同処分の権限を委譲

することが墓埋法の趣旨に反するとはいえない。したがって、被告に上記権限を委譲することは適法である」とした⁷⁾。

墓埋法に基づく経営許可権限は、補完事務と位置づけられる。既にみたように、補完事務は、自治法で、市町村優先の原則に基づき、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。当時、墓埋法 19 条の 3 により指定都市等には法定移譲されていた。

墓埋法の目的規定等とともに、一般法である自治法の通則としての市町村優先の原則や補完事務の位置づけ、事務処理特例の制度趣旨、墓埋法における大都市特例の規定を踏まえれば、墓地等の経営許可権限の移譲は、適法と整理することも可能と考えられる。

2.3 本稿の検討の枠組みと対象

本稿では、事務処理特例による事務移譲の適法性について検討を行う。検討にあたっては、一般法である自治法に通則として規定されている事務処理特例の制度趣旨に加え、自治法 1 条の 2 第 2 項により、「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう」配慮しなければならないこと⁸⁾、基礎自治体優先の原則が規定されていることなどを踏まえる必要がある。

このうえで、具体的なものとしては、旧自治省通知のとおり、2 つが想定され、1 つが①法令に明示の禁止規定がある場合である。こうした事例としては旧旅券法があり、同法 21 条の 4 で「自治法 252 条の 17 の 2 の規定は、適用しない」とされていた。だが、同規定は「地方分権及び住民サービス拡充の観点から」削除され、2006 年 3 月 20 日より、移譲可能となった(旅券法研究会 2016:29)。管見では、現在の法令で禁止規定があるものはみられない⁹⁾。

一方、②法令の趣旨・目的から対象とできないもの、つまり明文の規定はないものの、事務処理特例による移譲が違法となるものについては、当該事務を規定する法令の①趣旨、目的に矛盾抵触する場合とともに、②実態として効果を阻害する場合が考えられる。①については、旅券法のように明文で禁止の規定がなくとも、法の趣旨が広域自治体である知事に一律に権限を委ねるべきということにあり、市町村長への権限移譲を一切許容しないとなれば、事務処理特例による移譲は違法となる。また、一律に知事に事務を委ねる趣旨でない場合でも、②の効果に着目した場合に、知事が事務を行う場合と市町村長が担った場合を比較考量した場合、広域調整への影響など、その効果が大きく阻害されるとなれば、違法となる。このように適法性を考えていく上では、自治法の規定に加え、法令の文言とともに、具体的な内容について検討していく必要がある。

本稿では、提案募集方式で取り上げられ、一括法による権限移譲が行われていないものを対象とする。事務処理特例による権限移譲等については、国会における立法過程でその可否にかかわる立法者意思が示されることはなく、その判例も非常に限定的である。さらに、立法資料として府省の解釈が示される逐条解説等で事務処理特例による権限移譲等への見解

が示されることはない。こうした中で、提案募集方式の事例を取り上げるのは、同方式では「交渉・実現過程が公開されるなど、プロセスの透明性が確保され」「提案の内容や調整の結果は内閣府ホームページで公表され」（大橋 2018：166）であり、対象事例では立法資料として法案の起草者である府省の見解へのアクセスが可能のためである。

図表 1 にこうした事例と府省の見解を示した。3、4 のように、府省が一律移譲は不可だが、事務処理特例による移譲は可能としているものがある。こうした見解は、法律による一律移譲は法の趣旨に抵触するが、事務処理特例は許容するという法的な考えが背景にあるのか、都道府県と市町村、つまり全国知事会と全国市長会等の利害の衝突に巻き込まれることを府省として回避しようとしているのか¹⁰⁾、さらにはコストのかかる法改正を回避しようとしているのか¹¹⁾ 明確ではない。また、1 のように事務処理特例による移譲を否定しているもののほか、2、5 のように府省が法令による一律移譲に対する見解を示しているものがある。2 は、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会において、改正行政不服審査法の施行により、第三者性が担保されることから移譲は可能との見解が部会構成員である行政法学者から示されるなど、法律による一律移譲に対する法的議論が行われた。だが、1、5 については違法なのかといった議論は行われていない。

図表 1 提案募集方式における権限移譲提案に対する府省の見解

項目	府省の見解	事務処理特例
1 地域医療計画等の一部が事務処理特例の対象となることの明確化(医療法)(2020 年)	制度の趣旨・目的等から事務処理特例の対象とはならない。	なし
2 生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の移譲(生活保護法)(2017 年)	一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定。指定都市等の意見を踏まえ調整。	なし
3 私立幼稚園の認可権限等の移譲(学校教育法)(2015 年)	広域的な見地から配慮が必要であり一律な移譲は不可。(事務処理特例による)移譲の可否についてはケースバイケースであり、提案指定都市と府県で協議いただきたい。	あり
4 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)の権限移譲(高圧ガス保安法)(2015 年)	法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲することが可能であることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい。	あり
5 都市計画事業の認可権限の移譲(都市計画法)(2014 年)	地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保する必要があり、移譲は不可。	あり

出典：内閣府 HP 等より筆者作成

こうした中で、本稿では、事務処理特例による移譲実績があるもののうち 4、5 を対象とする。4 については、府省が事務処理特例を許容する見解を示しており、広域事務であり、補完事務でもある 3、4 の中で、事務の一部が法律による一括移譲、一部が事務処理特例の許容という対応がとられており、事務処理特例による移譲の適法性について、法定移譲事務

と比較しながら、検討できるためである。特に、同事務について、高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)は、知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるとして除外しているにもかかわらず、対象施設が多く存在し、横浜市と川崎市の両市にまたがる京浜工業地帯でも事務処理特例による移譲がなされる方向であり、すべての指定都市で事務処理特例による移譲の可能性が生じ、法が除外規定を置いた意味が問われるといえる。こうした事務の移譲の適法性を問うことで、自治的解釈の可能性を提示することができると考えられる。5を取り上げるのは、府省は事務処理特例に対する見解は示していないものの、法律による一律移譲は許容されないとしており、こうした事務を対象とすることで、事務処理特例の活用の可能性を示すことができると考えるためである。

本稿では、立法資料として提案募集方式の過程で示される府省の見解などを活用するとともに、一般法である自治法の規定と当該事務を規定する個別法の解釈にくわえ、現場の実態を踏まえた解釈を行いながら、検討を進めていく。

3. 事例研究

3.1 高圧ガス保安法の事務

3.1.1 高圧ガス保安法の概要

高圧法は経済産業省所管の法律であり、目的は「高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保すること」にある。同法の規制対象となる高圧ガスは、圧力が高く、ガスによっては爆発性や可燃性、毒性を有することから、その製造等を行うには、同法に基づき、知事の許可等が必要となる。この事務は自治事務となっている。

また、原油等の危険物を規制するものとして消防法があり、この危険物の製造所の設置等には市町村長の許可が必要となる。当該事務は、自治事務となっている。

2018年4月施行の改正高圧法79条の3第1項は、知事が処理することとされている事務のうち、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除」き、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとしてされている。当該規定は、指定都市という規模・能力を有する自治体に対してより多くの権限を移譲するが、補完事務や広域事務としての観点から特定の事務を除外したものと整理できる。この規定を受け、同施行令22条は、知事が処理することが適当な事務として、1号の「高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所」など、合計5つを規定している。このうち4つは「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係の

施設となっている。

この1号を受け、高圧法施行令関係告示7条は、同地域をコンビナート等保安規則2条1項21号に規定するコンビナート地域又は同項22号に規定する特定製造事業所の区域のいずれかに該当する区域と規定している。コンビナート地域は、コンビナート等保安規則別表1に定める10の地域をいい、2018年に権限が移譲された指定都市の存する地域は川崎市と横浜市、堺市と高石市、岡山市と倉敷市の3地域となっている。

3.1.2 法令移譲の検討経過

指定都市は、高圧法の許可権限が、その有する危険物の許認可と関連しており、統合的に行うことで地域の安全安心の確保につながることから移譲を求めてきた。

2008年の地方分権改革推進委員会の第1次勧告(以下「1次勧告」という。)では、当該権限は基礎自治体である市町村へ権限移譲を行うべき事務の一つとして整理されたものの(地方分権改革推進委員会2008:別紙1・21)、専門性の確保などの点から移譲には至らなかった。

2013年には、30次地方制度調査会答申(以下「30次答申」という。)で都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務とされ、3分の2以上の指定都市、包括する道府県が移譲に賛成であり、多くの指定都市で事務処理特例による移譲実績もあった(第30次地方制度調査会2013:25)。「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(2013年12月20日閣議決定)(以下「見直し方針」という。)では、「高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限は、災害発生時の対応を踏まえた移譲の対象となる事務・権限の範囲、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の着実な調整を行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める」とされる(閣議決定2013:46)。

その後、2014年3月と10月に開催された経済産業省の「産業構造審議会 保安分科会 高圧ガス小委員会」の第5回、第6回の委員会で移譲の対象となる事務・権限の範囲等について議論が行われる。ここでは、神奈川県が委員が、横浜市と川崎市に位置する京浜工業地帯のコンビナート地域等に係る事務・権限の移譲について「神奈川県は首都圏の人口密集地域や高速道路や空港などにも近接し」「防災上の重要度が極めて高く」、「広域的な災害対応の観点から、高圧ガスの製造、貯蔵許可に関する権限については、現時点では移譲すべきでない」と反対を表明する。業界団体も含む小委員会ではこの主張が支持される。

この結果、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」では「特定製造事業所等に係るものを除く」(閣議決定2015:33-35.)とされ、2018年4月から、第5次一括法に基づき、コンビナート地域の特定製造事業所等を除く事業所等の許可の事務などは指定都市に移譲されている。このため、指定都市市長会は2015年の提案募集において、当該地域も含めるよう提案した。最終的には、提案は認められなかったものの、経済産業省は一次回答で「複数の県及び指定都市から『(事業所の)規模が大きく、災害

発生時に指定都市の区域外へも影響を及ぼす可能性が大きいため、移譲すべきでない』といった懸念が明示的に示され、『特定製造事業所等に係るものを除く』との結論に至っているとした。ただ、「地域の実情に応じて自治法第 252 条の 17 の 2 における事務処理特例により個別に移譲することが可能であることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい」としていた。

このように、規模が大きく都道府県による補完が必要とされ、災害発生時に区域外へ影響を及ぼすという広域の視点に立って、法令移譲の対象から除外された。

3.1.3 事務処理特例による権限移譲の状況

コンビナート地域における高圧法の権限の事務処理特例による指定都市への移譲事例として、堺市の事例があり、また横浜市・川崎市では 2025 年 4 月の移譲で合意している。

堺市では、2012 年 10 月から高圧ガス保安法の権限が一括して移譲されている。堺市は、「高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約」に基づき、コンビナート地域を構成する高石市の区域も含め、消防事務とともに、高圧法の事務を担い、規制対象に近い市町村、特に高度の消防力を有する指定都市が危険物の事務とあわせ、一体的に事務を行っている。権限移譲の背景には、2009 年 3 月に策定された「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、関西州を目指し、住民に身近なことは市町村でという視点で、市町村に思い切って権限を移譲していく考えがあった。

神奈川県の実例では、横浜市、川崎市ともに一体性の確保等の観点から事務処理特例による移譲を求めてきた¹²⁾。だが、県は「コンビナート地域では、爆発等の危険がある可燃性の高圧ガス等が多数、設備機器に大量に集積されており、災害発生時にはその被害が市域を越えて、広域的なものとなるおそれがあり」「統一的な災害対応が行えるよう、県が高圧ガス保安法の事務を引き続き行っていきたい¹³⁾とし、主として広域の視点から移譲には否定的であった。このように、議論が平行線となる中、2020 年 6 月に川崎市長は自治法の指定都市都道府県調整会議の活用を検討を指示し¹⁴⁾、この結果、同年 11 月に知事・横浜市長・川崎市長が出席し、同会議が開催される。ここでの指定都市側の主張は従来からのもので、消防法上の危険物製造所は、高・危混在施設といわれる高圧ガス保安法上の製造事業所である事例が多く、一体的な指導による保安体制の充実が図られることや、災害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能になることなどであった。また、一つの論拠が提案募集で経済産業省が示した事務処理特例による個別移譲は可能であるとの見解であった。これに対し、知事は「市町村への権限移譲については常に住民の目線で考えて、権限移譲は住民のためになるか、地域に必要なものであるか、これが大きな判断の基準と考えており」「特段の支障がない限り、移譲していきたい」「高圧ガス保安法の権限移譲を前提として、石油コンビナート地域の防災力強化に向け今後両市とより一層の連携・協力を推進していきたい」とした¹⁵⁾。この結果、移譲を前提に検討していくこととなり、2022 年 10 月には 2025 年 4 月から移譲されること

が発表された。

両事例では、広域的な体制の確保という点での検討にとどまり、適法性は議論されなかった。

3.1.4 事務処理特例による移譲の適法性の検討

高压法は指定都市の長が処理することに比して知事が一体的に処理することが適当である内容を政令に委任し、当該内容を政令が規定している。つまり法令は知事の一体的な処理が適当としているにも関わらず、事務処理特例で移譲することになる。この点では、高压法の目的が公共の安全の確保にあることを踏まえ、単に法令の文言のみではなく、具体的な内容について①法令の趣旨等への矛盾抵触、②効果の阻害を検討する必要がある。

実際の事例をみると、指定都市が補完事務を担うとともに、コンビナート地域を構成する自治体と連携体制を構築し、広域的な対応を可能としている。これは、わが国最大の工業地帯である京浜工業地帯において、指定都市最大の人口規模等を誇る横浜市とともに、川崎市が、県と連携しながら、地域の実情を踏まえ、高压法の事務を担う場合でも同様といえる。

結果として、より多くの事務を基礎的自治体に移譲するという点を踏まえた場合、高压ガスによる災害の防止のための規制等を通じて、公共の安全を確保するという①法令の趣旨等へ矛盾抵触することはない。さらに、知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるという点でも、コンビナート地域を対象として、危険物の事務と高压ガスの事務を一体的に管轄することで、②効果を阻害することはないといえる。こうしたことから高压法で都道府県が処理することが望ましい事務として、その内容は政令委任され、文言のみをみれば法は知事の一体的な処理が適当なものとしてコンビナート地域等の指定都市への移譲を政令で除外しているものの、それが事務処理特例による移譲を認めない趣旨ではない。広域的な連携体制を構築しながら、消防法による危険物の許認可や消防活動等を所管する市町村が担うことで、より公共の安全の確保に資するのであれば、地域の実情に応じて①②を考慮し、特例条例により移譲することは適法であるといえる。

3.2 都市計画法に基づく事業認可

3.2.1 事業認可等の概要

都市計画法(以下「都計法」という。)の事業認可は、土地収用法(以下「収用法」という。)の事業認定と比較して、論じられてきており、両者の概要をはじめに概観する。

3.2.1.1 事業認可の概要

都計法は、国土交通省所管であり、その目的は「都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全

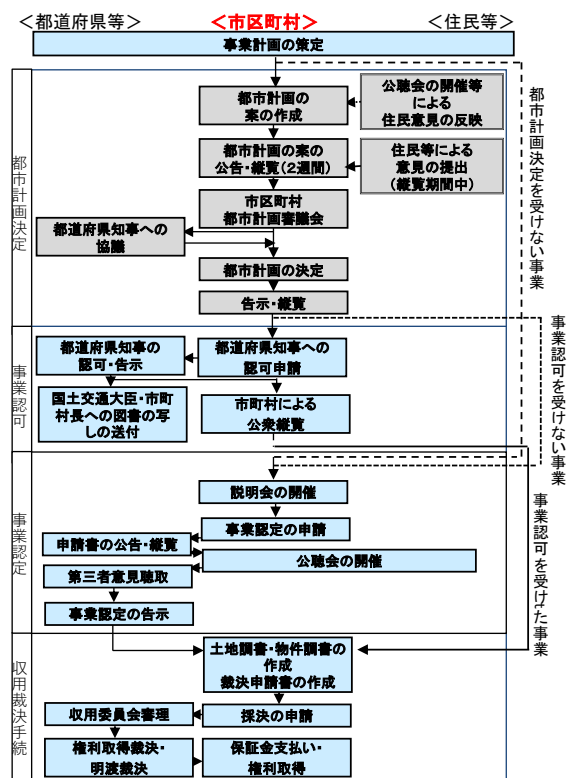
な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」にある。また、都市計画の基本理念として、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を規定している。

都計法に基づく事業認可とともに、都市計画決定、収用法に基づく手続きは、図表2のとおり整理できる。都市計画決定については、広域的なものなどを除き、市町村が行うこととなっている。都市計画決定では、同16条1項の公聴会の開催等、同17条1項、2項の都市計画案の縦覧など、住民等の意見徴収の手続きとともに、同19条1項に基づき、都市計画審議会の議を経た決定が必要となる。都市計画決定により、同53条の建築制限等がなされることになる。

事業認可については、都計法59条1項で、都市計画事業は、市町村が、知事の認可を受けて施行すると規定され、市町村都市計画事業の認可は知事の権限であり、同事務は自治事務となっている。認可基準は、同61条で、申請手続が法令に違反せず、かつ、①事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること、②事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったこと又はこれらの処分がされることが確実である場合となっている。こうした場合に、認可できるとなっており、認可には裁量が認められている。事業認可を経て、都計法65条で、より厳しい建築等の制限が課される。なお、収用法に基づく事業認定期間は1年であるが、都市計画事業では施行期間を弾力的に設定できる¹⁶⁾。

都市計画事業については、都計法70条1項で、収用法20条の規定による事業認定は行なわず、都計法59条の規定による認可をもってこれに代えるとされ、事業認可を経て、土地収用を行うことが可能となっている。

この趣旨は「都市計画事業については、都市計画決定から都市計画事業の認可または承認に至る一連の手続が法の規定に従い適法に行われているものであれば、当然当該事業は、収用法20条各号の要件を満たすものとする立法政策を採ったもの」¹⁷⁾となっている。



図表2 市町村事業の事業認可等の流れ

出典)筆者作成

また、都市計画決定については処分性がなく、当該決定をめぐって、都市計画事業認可の段階で訴訟が提起されることが多い。この際の争点としては、都計法 61 条の認可基準のうち、事業認可の前段の都市計画決定の違法性という点で、都市計画への適合とともに、事業施行期間の妥当性について争われている。前者については「行政庁の広範な裁量にゆだねられているというべきであって」「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法とすべきものと解するのが相当である」¹⁸⁾とされ、都市計画決定を行う行政庁、市町村事業でいえば、市町村の裁量を認めている。

後者の事業施行期間の妥当性の判断について、法は認可権者の「広範な裁量にゆだねて」おり、「裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められるような場合でない限り、事業認可について違法の問題を生じない」¹⁹⁾とされている。

都計法 61 条 2 号の裁量は狭く、事務処理特例による移譲に当たっては、収用法の手続きと比較し、市町村決定の事業について、施行期間の妥当性判断の裁量をどう捉えるかが重要となる²⁰⁾。

3.2.1.2 収用法の概要

収用法の目的は「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」にあり、「公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる」と規定し、対象事業は収用法 3 条に規定されている。

なお、収用法は、2001 年に 1967 年以来、約 30 年ぶりとなる改正が行われた。事業認定は、透明性・公正性・合理性を確保するために、①収用法 15 条の 14 に基づく事業認定申請前における利害関係人に対する説明会の開催や、②収用法 23 条に基づく事業の認定に関する処分の際の公聴会の開催の義務付け、③収用法 22 条に基づく第三者機関からの意見聴取などが規定されるに至っている。

道路事業などでは、都市計画決定されていても、事業認可ではなく、収用法に基づく事業認定を経て、収用手続きを取っていくものもある。この事業認定については、収用法 20 条において、知事は、申請に係る事業について、①事業が同 3 条各号の一に掲げるものに関するものであること、②起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること、③事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること、④土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであることのすべてに該当するときは、事業の認定をすることができるとし、認定庁の裁量を認めている。

この認定に当たって、①は3条の対象事業であることに裁量はない。②の「意思」は自治体の場合、議会の議決の有無、「能力」は事業を遂行する法的、経済的、実際の(企業的)能力であり²¹⁾、自治体であれば予算の裏付けを持った対応が可能であり、裁量の点で問題となることはないと考えられる²²⁾。③の「土地の適正且つ合理的な利用」は、「事業の用に供されることによって得られる公共の利益と当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益とを比較衡量し、前者が後者に優越する状態で利用されることを意味」し、「事業認定庁には、その判断において裁量権が与えられている」²³⁾。④の公益上の必要は、③によって「事業計画自体の合理性が肯定される場合であっても、当該土地を取得するのに強制的な土地収用という手段を用いるだけの『公益上の必要性』を要することを規定したものと解され、この公益性に関する判断は事業認定庁の専門的・技術的判断に基づく裁量に属し、裁量権の範囲を超え又はその濫用があると認められる場合に限り違法となる」²⁴⁾。

このように事業認定の4つの要件のうち、市町村事業の場合には、①②の要件は満たし、都計法の事業認可の裁量と比較して、③④の裁量をどう捉えるかが重要といえる。

3.2.2 法令移譲の検討経過

これまで都市計画事業の認可権限の市町村への移譲が幾度となく議論されてきている。2007年9月の第16回地方分権改革推進委員会に全国知事会が提出した「地方分権改革への提言」では、「広域的影響が小さく、同一市町村で完結する都市計画事業に関する事務(道路、公園等に係る事業認可、事業実施等)については都道府県から市町村に移譲すべき」「法定手続きを経た既決定の都市計画に則して実施するものであるため、事業認可は廃止すべき」との提言がなされる。さらに、10月に開催された第23回の同委員会で都市計画事業認可が取り上げられる。当日配布された文書では、委員会からの「都市計画決定の際に住民の意見を十分反映し、都市計画審議会の議を経るなど、公立性・中立性を確保できていることから、都市計画事業の施行者たる市町村に対する都道府県の認可は廃止してもよいのではないか」との質問に対し、国土交通省は「収用法では、土地収用による事業が実施される際には、第三者の認定を受けることとされているところであるが、都市計画事業についても同様に、事業者が収用権限が付与され、強制力が発動されることから、事業の施行についての公正性を確保するため、中立的な第三者による認可に係らしめているものである。そのため、都市計画決定の際ではなく、施行主体や事業施行期間等の具体的な事業計画の内容が明らかとなり、都市計画事業が実際に着手される段階(都市計画決定により直ちに都市計画事業が着手されるわけではない。)において、事業実施の確実性を踏まえて、第三者による認可が行われることが適当である」とした。これに対し、委員長の丹羽宇一郎は、全国知事会の提言も踏まえ、都市計画決定と事業認可が二重手間であることを主張する。

この結果、2008年5月の1次勧告では、事業認可の廃止ではなく、「市・特許事業者施行の都市計画事業の認可等に係る事務については『都市計画決定権者』が行うこととする」(地

方分権改革推進委員会 2008:25-26.)とされた。30次答申でも都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務とされ、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成していた。知事の事業認可権限については、事務処理特例による移譲実績があった。しかし、当該事務の移譲は「見直し方針」では取り上げられなかった。

さらに、2014年の提案募集では、横浜市などが都市計画事業の認可権限の移譲を提案した。全国知事会は、自らの提言を踏襲し、1次勧告を踏まえ、「都市計画事業の認可権限については、都市計画決定権者に移譲すべき」、全国市長会も「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める」とした。

だが、国土交通省は、「すでに過去の議論（「見直し方針」、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（2013年3月12日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（2010年6月22日閣議決定）の決定に至るまでの議論）において結論が出ている」として、実質ゼロ回答であった。具体的には、「都市計画事業は、その認可により、収用法上の収用権が付与されることから、収用法の仕組みと整合性をとる必要がある」と、「収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要である」とことから、「収用法においても、収用権を付与する事業の認定は都道府県知事が行っている」というものであった。

このように国土交通省は、事務処理特例に言及していないものの、法の仕組みを持ち出して、法定移譲を認めないという見解を示していた。

なお、国土交通省を含め、国の機関が行う都市計画事業については、都計法59条3項に基づき、国土交通大臣の承認を受けて、施行することができる。59条2項の都道府県事業に対する認可権限は都計法85条の2及び同法施行規則59条の3に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に委任されているが、国の機関が行う都市計画事業の承認は大臣が行うこととなっている。収用法の事業認定も同様に、国が事業者となるものは委任されていない。このように都計法と収用法の整合はとられているものの、国土交通大臣が国土交通大臣の行う事業を承認する事例もあり、国土交通省の指摘する第三者性が国土交通省の事業においてどこまで確保できているのかは疑問が残るといえる。

3.2.3 事務処理特例による権限移譲の状況

事務処理特例による移譲は、埼玉県、京都府、徳島県で行われている。このうち、埼玉県では、2010年12月に2011年度から2013年度を対象とする第3次埼玉県権限移譲方針が策定され、都市計画事業認可を含め、「地方分権改革推進委員会の第一次勧告で権限移譲を進めるべきとされた事務(85項目 394条項)については、原則としてすべて移譲対象事務とされ」た。さらに、特色ある市町村行政の運営を支援するため、特別に支援を行う特定分野の事務を包括的にまとめた18の「分野別パッケージ」の一つとして都市計画事業認可が設定され、移譲が進められる。このように、県側は個別の移譲の適法性を検討するというよりは、

地方分権改革推進委員会の動向にあわせて積極的に権限移譲を進めようとしていた。そして、2012年度から2022年11月現在までに、県内41市のうち18市にまで移譲された。

また、事務処理特例による移譲を受けた団体では、事業認可と都市計画事業の実施部局を別の課にするなど、一定程度自治体内で分掌させる対応を行っているものもみられる²⁵⁾。

一方、神奈川県では、川崎市が「認可権限の移譲を受ければ、都市計画手続きと同時進行で認可取得の課題等を整理することにより、事務の効率性が高まり、事業の早期効果発現が期待され」とし（川崎市2022:38）、事務処理特例による移譲を求めている。これに対し、神奈川県の有識者会議は、特別自治市という一層制の自治体に移行する前提として、提案募集方式等における国の法定移譲に関する見解を引用し、事業認可権限は「事業の公平性や客観性の観点から、都道府県に権限が留保されている」（特別自治市構想等大都市制度に関する研究会2021:17）としている。

埼玉県、神奈川県の事例では、地方分権改革推進会議など、他の主体の動向を踏まえた対応となっており、自主的に法解釈を行い、移譲の可否を検討しようとするものではなかった。

3.2.4 事務処理特例による移譲の適法性の検討

このように国土交通省は収用法の事業認定との関係で都計法の事業認可を整理し、当該権限の法定移譲は適当でないとの指摘を行っていた。

認可・承認を得た都市計画事業が収用法上の認定に代えているのは、都市計画決定の手続きと一連の流れでとらえているためであり、収用権を付与する都計法の事業認可は、収用法の事業認定と直接比較し同列で論じられるものではなく、全体として比較衡量する必要がある。この点で、事業認定と比較衡量すると、前段で都市計画決定を経ている事業認可庁の裁量は限定的といえるのである。

判例でも、事業認可では、都市計画決定との整合性が指摘されているのであり、その都市計画決定の裁量は市町村にある中、整合性という点での事業認可庁の裁量は非常に限定的といえる。ここで問題となるのは施行期間である。たしかに、当該期間にわたり私権を制限することにつながるという点では、慎重である必要はある。だが、都市計画道路をはじめ、事業所管部署には、事業認可後、迅速に事業を進捗させ、可能な限り短い期間で事業を終了させ、当該事業の効果を発現させていくことが求められ、さらには、事業認可後の事業中止は非常に限定的であることを踏まえれば、施行期間を不当に長く設定するといったことは通常想定されない。くわえて、事務処理特例による移譲を受けた団体には、事業認可と都市計画事業の実施部局を別の課にするなど、一定程度自治体内で分掌させる対応を行っているものもある。さらに、事務処理特例による移譲の場合には、是正の要求の特則が設けられており、違法等の場合には都道府県という第三者が関与することができ、公益の調整のみならず、都市計画法が保護する個人的利益をも確保される。

こうしたことを総合的に勘案すれば、事務処理特例により事業認可権限を移譲し、自治体

内で一定の役割分担を行いながら、権限を行使したとしても、都市計画の基本理念である「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られる」、特に私権の適正な制限という①法令の趣旨に矛盾抵触するものではない。また事業認可権限の移譲により、事務を分掌しながら、市町村が都市計画決定と一体的に業務を担ったとしても②法令の効果を大きく阻害するものではなく、違法ではないと考えられる。

4. 本稿の結論と残された課題

本稿では、事務処理特例による事務移譲について、提案募集方式で府省が見解を示した事例を取り上げ、移譲の適法性について検討を行ってきた。この結果、公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるとされ、法律による移譲から除外されている高圧法の権限移譲、第三者性から移譲は困難とされた都市計画事業の認可であっても、事務処理特例を用い、都道府県と市町村が協議を重ね、地域の実情に応じて移譲することは適法と結論づけた。

辻山が指摘するように、事務処理特例では「自治体間の協議力が問われている」（辻山 2013）のであり、「国の仕切り」を期待し、全国一律の見解を求めるのではなく、むしろ都道府県と市町村が協議を重ね、法令解釈を行い、地域の実情に応じて権限移譲を進めることこそが重要といえよう。

2000年の地方分権改革から20年以上が経過し、磯崎が指摘する「目標管理型統制システム」の導入のように（磯崎 2021:34-35.）、自治の現場では、逆に集権の方向へと向かう足音が聞こえるようにも感じられる。こうした中では、国に解決を期待するのではなく、住民を巻き込みながら、都道府県と市町村が協議を重ね、事務移譲を含めた都道府県と市町村のありようについて議論していかなければならない。

本稿では、適法性から事務処理特例による権限移譲について検討を行ってきたが、不当という点については論じられていない。また、医療法に基づく地域医療計画の事務など、本稿で取り上げた2つの事例以外の適法性については検討することができなかった。この点については今後の課題としたい。

[注]

- 1) 第11回農地・農村部会 議事概要。
- 2) 提案募集では、府省の見解とともに、全国知事会、全国市長会等の団体としての利害に係る意見も出され、一種の政治過程としてとらえることもできる。こうしたことから、府省の見解は、政治性を含んだものであるとも考えられる。
- 3) 認定こども園に関する権限について、制度創設当初、府省はQAで市町村への事務の委任は認めないとしていた（2006（平成18）年10月24日付け文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室事務連絡）。だが、2013年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（閣議決定）」

では、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限については「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める」とされる。この間、子ども子育て支援新制度の導入など、全体の制度変更はあったものの、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園はほとんど変更されていない、事務処理特例による移譲についての府省の見解は一貫したものではない。

特に、「法解釈権は、立法権とは別個の権限であって、第一次的には法の執行権に付随する権限であると解される」のであり、「地方行政に関する法令について」「地方公共団体は、地方自治の本旨にもとづいて法令を自主的に解釈その運用をはかる権限と責任をもつと解される」(原田 2005 : 152)。

- 4) 通常、大臣の指示がない場合には是正の要求が認められないのは「関与の重複を避けるとともに、普通地方公共団体として市町村と対等の立場にある都道府県の執行機関に対して、法的義務を伴う是正の要求の権限を一般的に認めることが適当でないと考えられたため」(地方自治総合研究所 2010:763-764)である。逆にいえば、事務処理特例では、都道府県知事の権限が再配分される中で、包括的な指揮監督権等は認められないものの、一定の関与を許容しているといえる。
- 5) 広島地判平成 24 年 9 月 26 日判例時報 2170 号 76 頁。当該判決については、若生 2015、板垣 2019 に詳しい。ただし、本件埋立てが宅地造成等規制法の対象とならないとして、広島高裁で棄却されている(広高平成 25 年 9 月 26 日 D1-Law.com 判例体系)。
- 6) 是正の要求は「法令解釈又は国の公益の観点から、自治事務との間の公益の調整を図るものであり、処分に係る個別的な私権の保護を目的とするものではない」との判決(東京高判平成 20 年 10 月 1 日訴訟月報 55 卷 9 号 2904 頁)もあり、当該判決を踏まえれば、結果的に国民が保護されるとしても、反射的利益に過ぎないことになるが、若生 2015、板垣 2019 とともに、個別法が保護する個人的利益も保護するとの立場をとっている。
- 7) さいたま地判平成 21 年 12 月 16 日判例地方自治 343 号 33 頁。
- 8) 鈴木は、当該規定を「たんなる理念規定、精神規定とすることは、本条の趣旨を矮小化するもの」であり、「国の役割を限定しようとするベクトルを働かせようとするものであり、今後の立法、行政、司法を含む国の役割は、それが直接執行であれ、関与であれ、それらを正当化するだけの十分な根拠が必要であることを要求している」と指摘する(鈴木 2000:63)。
- 9) 2022 年 9 月 3 日現在、e-gov で検索し、該当条文をチェックした。
- 10) 「業界の監督官庁である自治制度官庁は、業界内での紛糾・対立を大規模に招くことは問題解決能力の証明に失敗することであるから、それを回避しなければならない」(金井 2007:70)。自治制度官庁以外の府省も、道府県と指定都市の利害が対立する場合、合意のための調整よりも、現状維持を前提として、それを回避するような行動をとることも想定される。

- 11) 伊藤は「府省は、提案に対して真正面から抵抗するのではなく、コストのかかる法令改正を回避するため、現行規定で対応可能であると主張し、通知等を発出・改正にとどめるという対応を模索する場合がある」とする(伊藤 2018:432)。
- 12) 川崎市は、2017年時点で権限移譲を求めている(川崎市 2017:23)。
- 13) 神奈川県議会令和1年社会問題・安全安心推進特別委員会 2019年6月28日工業保安課長答弁。
- 14) 令和2年川崎市議会第4回定例会 2020年6月11日市長答弁。
- 15) 川崎市神奈川県調整会議議事録(2022年11月19日閲覧)。
<https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000122/122516/gijiroku.pdf>
- 16) 阿部は、土地収用の場合には、収用法29条に基づき、起業者が事業認定を得ても、原則として1年以内に収用裁決の申請をしないと失効するのに対して、都市計画事業では当該規定が排除され、長期間経って、事情が著しく変わった場合には、この法制度は極めて不合理としている(阿部 2009:252-253)。本稿では、現行制度を前提としており、こうした論点は取り上げない。
- 17) 東京高判平成7年9月28日行政事件裁判例集46巻8・9号790頁。
- 18) 最高小判平成18年11月2日最高裁判所民事判例集60巻9号3249頁。
- 19) 東京高判平成15年12月18日最高裁判所民事判例集59巻10号2758頁。
- 20) 国の事例ではあるが、収用法の事業認定に比して、事業承認については、「実質、『事業の内容が都市計画に適合していること』の要件だけで比較的容易に得られる」との指摘もある(田島 2016)。
- 21) 東京地判平成17年11月25日判例時報1919号15頁。
- 22) 「民間企業とは異なり地方公共団体である25市2町が地方自治法に基づいて設立した一部事務組合であることからすれば、将来本件処分場の管理に問題が生じたとしても、予算の裏付けを伴った適切な対応を行うことが期待できる」(東京高判平成20年3月31日判例地方自治305号95頁)とされ、市町村事業であれば当該要件を満たすと考えられる。
- 23) 東京高判平成20年3月31日判例地方自治305号95頁。
- 24) 前掲注。
- 25) 筆者が事務処理特例による移譲を受けた団体の事務分掌規則をHPで調べた結果、31団体のうち、13が別の課などで対応、4が同一課で対応、14が不明という状況であった(2022年8月1日閲覧)。

[文献リスト]

- 阿部泰隆(2009)『行政法解釈学Ⅱ』有斐閣
- 磯崎初仁(2021)「地方創生施策の展開と地方分権―「目標管理型統制システム」の有効性―」『自治総研』511号、1-39頁
- 板垣勝彦(2019)『地方自治の現代的課題』第一法規

- 伊藤正次(2018)「提案募集型地方分権改革の構造と課題」『地方自治法施行 70 周年記念自治論文集』 421-435 頁
- 大橋洋一(2018)「分権改革としての提案募集制度の発展可能性」『地方自治法施行 70 周年記念自治論文集』 421-435
- 閣議決定(2013)『事務・権限の移譲等に関する見直し方針について』
- 閣議決定(2015)『平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針』
- 川崎市(2017)『新たな地方分権改革の推進に関する方針』
- 川崎市(2022)『新たな地方分権改革の推進に関する方針(改訂)』
- 小早川光郎(2013)「墓理法と同法施行条例—事務権限移譲と独自基準」『地方自治判例百選』 有斐閣、62-63 頁
- 佐藤文俊(2000)「地方分権一括法の成立と地方自治法の改正(六・完)」『自治研究』 第 76 巻第 7 号、65-75 頁
- 澤俊晴(2009)「条例による事務処理の特例制度と権限移譲#02」『自治体法務 NAVI』 Vol. 30、32-38 頁
- 塩野宏(2012)『行政法Ⅲ』 有斐閣
- 鈴木庸夫(2000)「地方公共団体の役割及び事務」小早川光郎・小幡純子編『ジュリスト増刊 あたらしい地方自治・地方分権』 有斐閣
- 鈴木洋昌(2021)『広域行政と東京圏郊外の指定都市』 公職研
- 総理府(1998)『地方分権推進計画』
- 第 30 次地方制度調査会(2013)『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』
- 田島友和(2016)「都市計画法の事業承認を背景とした用地取得について」<https://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/2016kannai/pdf/imp13.pdf>
- 但田翔(2021)「条例による事務処理の特例に関する考察— 移譲事務の種類及び範囲を中心に —」『自治総研』 通巻 507 号、55-73 頁
- 地方自治総合研究所監修・佐藤英善編(2010)『逐条研究地方自治法別巻(下)新地方自治法』
- 地方分権改革推進委員会(2008)『第 1 次勧告～ 生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～』
- 地方分権改革有識者会議(2014)『個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～』
- 地方分権推進委員会事務局(1997)『地方分権推進委員会第 2 次勧告』 ぎょうせい
- 辻山幸宣(2013)「試される自治体間協議力」『自治総研』 420 号
- 特別自治市構想等大都市制度に関する研究会(2021)『特別自治市構想等大都市制度に関する研究会』
- 新倉隆(2003)「条例による事務処理の特例」園部逸夫『最新地方自治法講座(9) 国と地方

及び地方公共団体相互の関係』ぎょうせい

原田尚彦(2005)『地方自治の法としくみ 〈新版〉改訂版』学陽書房

松本英昭(2017)『逐条地方自治法』学陽書房

山口道昭(2019 a)「市町村関係における都道府県の法的定位(1)沖縄県県民投票と事務処理の特例制度から考える」『自治研究』95(8)、3-18 頁

山口道昭(2019b)「市町村関係における都道府県の法的定位(2・完)沖縄県県民投票と事務処理の特例制度から考える」『自治研究』95(9)、3-17 頁

旅券法研究会(2016)『旅券法逐条解説』有斐閣

若生直志(2015)「行政判例研究」『自治研究』91 卷 10 号、120-130 頁